

三重県における夜間中学の開校に向けた県・市町の協働の方向性  
(令和4年度の議論のまとめ)

令和5年3月31日  
三重県における公立夜間中学  
設置等に係るワーキングチーム

## 1. はじめに

教育機会確保法の成立以降、三重県における夜間中学などの義務教育段階の学び直しの在り方について、県教育委員会を中心に検討が進められてきた。具体的には、令和元年度及び令和2年度に県内のニーズ調査の実施、令和2年度に有識者を交えた検討委員会の開催、令和3年度及び令和4年度に夜間学級体験教室「まなみえ」の開催、令和4年度に夜間中学入学希望調査の実施がなされたところである。

これらの結果を踏まえ、市町教育委員会及び県教育委員会が、緊密な連携のもと、三重県における公立夜間中学の設置等に関する諸課題について情報共有を図るとともに、課題解決の方策の検討を行い、共同で対策を講じていくことを目的として、令和4年10月に本ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置し、検討を進めてきた。

### （夜間中学の必要性について）

全国における夜間中学の事例を見ると、夜間中学には、戦後直後の混乱期における生活困窮等の事情で学校に通うことができなかつた方のほか、中学校で不登校を経験した方や、外国につながりがあり日本の学校に十分に通ったことがない方が通っている。

令和2年実施の国勢調査の結果によれば、自らの最終卒業学校を「小学校」又は「未就学」と回答した方は、県内に約1.7万人在住していることが明らかとなっている。しかし、現在、県内市町が設置する中学校で、学齢を経過した者を広く受け入れることが可能な学校はない。

県教育委員会で実施したニーズ調査、夜間学級体験教室及び夜間中学入学希望調査（以下「県調査等」という。）においては、15歳以上で「夜間中学に入学して学びたい」とのニーズを持つ県民が一定数存在することを確認することができることから、三重県内にも夜間中学を設置する必要性が認められる。このことについては、県教育委員会はもとより、県内の市町教育委員会においても概ね同様の考えであった。

### （設置者について）

夜間中学は、法令に基づき設置される正規の中学校であり、従前は、基礎自治体（市町）が設置することが基本とされていたが、平成29年の法改正により、広域自治体である県が設置することも可能とされ、令和3年度に徳島県及び高知県が県立夜間中学を設置したのをはじめとして、いくつかの県においては、設置者を県とすることを念頭においた検討が進められている。

本県においては、上記の県調査等で認められたニーズが12の市町に及んでいる。特定の市や町のみには大きな偏りが見られない中、夜間中学を設置するに当たっては、設置場所の市町以外からも入学を希望する方を受け入れることを想定した制度設計、運用が必要となる。

また、多様な背景のある学齢経過者を生徒として受け入れるための適切な指導の在り方を模索する上では、なるべく幅広い可能性を検討していくことが望ましい。そのためには、県内市町や県外も含めた知見を収集しながら、新しい学校像を模索していくことが重要となる。

これらを踏まえ、本県においては、まずは県が設置者となって、三重県における夜間中学の開校を目指すことが適当である。

県教育委員会においては、令和4年10月に、県立の夜間中学を設置する方針を表明したところであり<sup>1</sup>、今後、令和7年度開校に向けて、必要な取組を進めることとしている。令和4年12月には、徳島県及び静岡県との協力を得て、両県における県立の夜間中学の取組状況を視察し、検討の参考とした。

以下は、県教育委員会が設置者となって令和7年度の開校を目指す夜間中学（以下「県立夜間中学」という。）について、ワーキングチームでの議論において確認された主な内容をまとめたものである。

## 2. 夜間中学開校に向けた基本的な考え方

### （開校に向けた市町と県の協働）

県立夜間中学では、県内広域の市町の住民が生徒として学ぶことを想定する必要がある。市民・町民の、義務教育段階の学びのニーズに応えるための学校であることを踏まえれば、市町教育委員会も一定の主体性を発揮することが必要であり、県及び市町の教育委員会による協働事業として開校を実現させるべきである。県教育委員会は、学校の設置者としての財源確保や制度整備等の意思決定を行う必要がある。市町教育委員会は、長年にわたって中学校を設置・運営してきたノウハウを生かし、本県にふさわしい夜間中学の確立に必要な情報を県教育委員会に提供するとともに、本県の夜間中学と市民・町民との接点として、積極的な広報を行い、住民に身近な相談機会の確保に努めることが適当である。その際、県教育委員会は、各市町教育委員会を通じて提供される情報等の標準的な水準を保障するため、各市町教育委員会との調整に努めるものとする。

### （ワーキングチームで検討した主な連携事項）

- 条例・規則等の整備：市町立学校に係る例を参考に、県教育委員会において決定。
- 教育課程の編成方針：市町立学校における実践の成果を参考に、多様な背景のある生徒にきめ細かく対応できる教育課程を引き続き検討（注：教育課程の編成権限は校長）。
- 広報：県内の各市町の住民に遍く周知が徹底されるよう、県教育委員会及び市町教育委員会がそれぞれ効果的な方法を工夫して実施。広報の内容については、県教育委員会が市町教育委員会に提供。
- 入学手続き：入学許可の判断は、設置者である県教育委員会が行うが、入学案内の周知や入学願書の受付等の窓口での相談対応、中学校既卒者の入学許可の判断に必要な過去の就学状況の確認作業については、市町教育委員会の協力も得て実施。
- 教科書：無償給与であることを踏まえ、協議会での議論に基づいた採択を行うべき。その際、開校後の教員研修等での円滑な連携を図る観点から、夜間中学が所在する市町を含む採択地区協議会との連携について検討する。
- 教職員の研修機会の確保：県教育委員会主催の研修への参加はもとより、市町が実施する研修や校長会等への参加についても、設置場所の市町を中心に、その機会を確保する。

---

<sup>1</sup> 令和4年10月7日三重県議会教育警察常任委員会

### 3. 個別の論点<sup>2</sup>

#### (1) 設置場所について

夜間中学に対するニーズは、県内広域に認められることから、可能な限り、県内全域から通いやすい場所に設置することが望ましい。生徒が、夜間の時間帯に、鉄道等の公共交通機関を利用して通学することを想定するとともに、中には自家用車で通学する必要がある生徒がいることも想定し、一定数の駐車スペースを確保できることが望ましい。

施設については、県教育委員会において、改修費用の負担も考慮しながら検討していく必要があるが、理科の実験や体育、技術・家庭科等の実技教科を含む各教科の学習活動を適切に実施することができるよう、学校としての機能を有する公共施設の活用を検討することが適当である。

校舎内の設備や教室配置については、通常の中学校のフォーマットを単純に当てはめていくのではなく、幅広い習熟度に対応した教育活動が必要となること、主に夜間の時間帯に使用することなど、夜間中学に特有の事情も踏まえながら、必要な機能や使用方法を検討していくことが適当である。なお、既設又は開校予定の夜間中学においては、拠点となる校舎に加え、体育館や特別教室を近隣の学校に借りながら運用している例もあり、一考に値すると思われる。

また、まずは1つの校舎を開くことを目指すべきであるが、南北に長い本県の地域性を踏まえれば、生徒の出席状況を勘案した上で、遠隔技術を用いたサテライト教室の開設など、遠方から通う生徒に対して学習を継続しやすくするための方策を講じることも視野に入れる必要がある。

#### (2) 入学対象者について

##### (年齢)

夜間中学は、学齢期を経過した者に対して就学の機会を提供するための学校である。既設の夜間中学の生徒募集案内においても、「学齢年齢をこえている人」、「義務教育年齢（15歳）を超えた方」、「平成20年4月1日以前に生まれた方」（令和5年度入学生）といった条件が設定されている。県立夜間中学においても、学齢年齢を超えていることを条件とすることが適当である<sup>3</sup>。

##### (居住地等)

県が設置・運営する学校であることから、県内全域から生徒を受け入れるべきである。また、県内の事業所で働いている方についても、県内に生活圏を有し、三重県における共生社会を形成する一員であることから、入学を認めることが適当だと考える<sup>4</sup>。

##### (中学校既卒者について)

---

<sup>2</sup> 本項は、ワーキングチームにおいて、特に令和7年度の開校を目指す県立夜間中学を念頭において検討を行った内容である。将来、県立夜間中学での実践や入学状況等を踏まえ、市町が夜間中学を設置する際の条件を付すものではない。

<sup>3</sup> ワーキングチームにおいては、学齢年齢にある不登校の中学生の受入れについても議論があった。県立夜間中学の必要性との関係で主に想定する入学対象者ではないことを確認した上で、現状、不登校の中学生に対する支援策については市町が主体となっていることを踏まえる必要があるとの指摘があった。併せて、不登校の中学生が市町の中学校に復帰するための手段として必要性が認められる場合に、夜間中学を一時的な居場所として活用することの可能性については検討の余地があるとの指摘もあった。

<sup>4</sup> 既設の夜間中学（40校）のうち、域内在住者に加えて域内在勤者の入学を認めている学校が20校ある（令和4年度時点）。

未就学者や最終卒業学校が小学校の方はもとより、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方で学び直しを希望する方についても、柔軟に受け入れていくことが適当である（平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育企画課長通知を参照）。

県教育委員会が中学校の既卒者の入学の可否を検討するに当たっては、当該入学希望者の過去の就学状況を確認する必要があることから、該当の中学校を所管する市町教育委員会は、保存されている指導要録の確認等に協力することとし、具体的な手続きの流れについて整理しておくことが必要である。

一方で、既に高校を卒業していたり、大学等の高等教育機関に在学していたりする方については、入学の対象とはならない。

#### （事情に応じた配慮）

県立夜間中学には、高齢の方や不登校経験のある方、外国につながるのある方など、小中学校を修了していない方または実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業し、学び直しを希望する方が通うこととなるが、障がいのある方が中学校での学び直しを希望することも考えられる。入学希望の相談を受け付ける際には、その方の事情を丁寧に聞き取り、日々の通学が可能であることを確認した上で、適切な指導方法や体制を検討することが必要である。

外国につながるのある方の中には、日本語学習を目的に夜間中学への入学を希望することが想定される。県立夜間中学は、教科学習の機会を提供することが主たる目的であることから、日本語学習のみを目的とする方の入学を認めることは適当でない。そうした希望があった場合には、その方の事情を丁寧に聞き取り近隣の日本語教室についての情報を提供するなど、適切な学びの場に行き着くための支援に努めることが必要である。

### （3）教育課程について

夜間中学における教育課程に関しては、小学校卒業直後の学齢期の生徒に対して教育課程を編成する通常の中学校とは異なり、学齢を経過している生徒が既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、当該生徒にとって必要と認められる内容に編成するものとされており、その判断は当該生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる（平成29年3月31日付け文部科学省初等中等局長通知を参照）。

県立夜間中学の教育課程を検討する上で、教科横断的な視点からカリキュラム・マネジメントに取り組むことが望ましい。例えば、総合的な学習の時間における探究課題や各教科の教材を検討する視点に三重県の事柄を取り入れることが考えられ、授業を通じて、生徒が三重県の良さや課題を知り、三重県に愛着を持てるような内容を検討していくことが適当である。

夜間学級体験教室の受講生の様子から、学校の教室で仲間と共に学ぶことは、県立夜間中学の生徒にとって、学習及び通学の動機付けとなり、生徒間での学び合いが学習効果を高めることも期待できる。そのため、学級単位の授業を行うことを基本に教育課程を編成していくことが適当だと考えられるが、入学前の学びの状況や社会での実務経験、日本語の能力等が様々であることを踏まえ、個に応じた指導の内容を検討していくことが重要である。その際、ICTの利点を生かし、生徒の学習効果を高めていくことも重要な視点である。日本語指導が必要な外国人生徒がいる場合には、一定の期間、教科ごとに日本語の能力に応じた授業を設けることが考えられる。今後、さらに他県の夜間中学等の事例を収集し、また、夜間学級体験教室で得られた知見を整理して、検討に生かしていくべきである。

年間の総授業時数については、他県の夜間中学の事例を参考にしつつ、週20時間・36週程度を目安とし<sup>5</sup>、具体的な教育課程の内容に応じて弾力的に検討していくことが適当である。

---

<sup>5</sup> 学齢経過者に対しては、長期の休業期間を確保することよりも、学習習慣を継続させることを優先してもよいのではないかとの指摘があった。

日課については、働きながら通う生徒がいることを踏まえれば、授業を18時から21時頃の時間帯に設定することが妥当であり、40分間又は45分間の授業を4時限設定することが考えられる<sup>6</sup>。

また、こうした教育内容を展開するためには、学級数に応じた標準的な指導体制に加え、日本語指導が必要な生徒への対応や多様な背景のある生徒に対する個に応じた指導を行うための教員を配置する必要性も検討すべきである。

#### 4. 今後の検討方法

県教育委員会では、令和5年度、新たに小中学校教育課に夜間中学設置準備班を設置し、令和7年度の県立夜間中学の開校に向けて、必要な取組を進めていく。令和6年度内に開校に必要な施設整備を行う必要があることから、令和5年6月頃までに設置場所を決定することを目指す。

本県にふさわしい新たな学びの場として、県立夜間中学における学びの姿の具体化や関係機関との連携の推進を図るため、令和5年度は、同班が事務局となり、有識者や関係機関を含めた「夜間中学準備協議会」（仮称）を開催する。また、県教育委員会における検討状況を市町教育委員会と共有し、県・市町相互の協働関係の深化を図るため、本ワーキングチームについては、連絡会議として定期的を開催することとする。

令和3年度から開催している夜間学級体験教室「まなみえ」については、令和7年度以前から夜間中学の入学対象者となる方が学習できる場として、継続して開催し、希望者については、県立夜間中学への接続も図ることとする。また、「まなみえ」で得られた知見については、県立夜間中学の在り方の検討に積極的に活用する。

#### 別添資料

- ①設置要綱・構成員
- ②開催状況
- ③令和2年国勢調査、ニーズ調査、入学希望調査の結果概要、夜間学級体験教室の取組概要
- ④文部科学省手引き（第3次改訂版）（[https://www.mext.go.jp/content/20230123-mxt\\_syoto02-000027121\\_1-3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230123-mxt_syoto02-000027121_1-3.pdf)）

---

<sup>6</sup> 他の夜間中学においては、給食を実施している例や、生徒が持参した夕食を喫食できる時間を設けている例もあり、併せて検討することが必要である。